

我が国の会計機能の特徴 トライアングル体制における会計の機能

岩 浪 貞 芳

Abstract

An account has the function which adjusts interest and which provides information. As for the United States, it has been insisting on the function of the information provision strongly since ASOBAT was announced officially in 1966. After that, decision-usefulness approach is made a criterion in the Statement of Financial Accounting Concepts, and it reaches the present. On the other hand, it is said that Japanese accounting system is a triangle system, and there is a big difference in comparison with the accounting system of the United States. Therefore, an account function in Japan can be thought to have the characteristics which are different from the account function of the United States.

キーワード.....利害調整機能 情報提供機能 意思決定有用性アプローチ
会計制度 トライアングル体制

はじめに

日本の企業会計制度は、米国の会計制度と内容を比べてみると、大きな相違がある。この論文では、会計機能の意義を明らかにし、次に両国の会計制度の概要を比較し、そして会計制度の相違と関連させて、会計機能の内容について、日本の場合はどのような特徴があるかを論究する。

1. 会計情報の需要

現代の企業は多様な利害関係者との利害関係を伴いつつ経済活動を営んでいる。そのような利害関係者には、株主、債権者、経営者、従業員、仕入先・顧客等の取引先、政府機関などがある。これらの人々は、自己の利益を守り、適切な経済的意思決定を行うために、企業の動向に強い関心を有し、企業に関する情報を必要としている。

種々の利害関係者が企業の会計情報を必要とする動機は多様であるが、以下では株主と債権者による会計情報の需要を中心として、財務会計に期待される機能を検討する。株主と債権者

に注目する理由は次のとおりである。まず第1に、企業に対する株主と債権者の利害が他の人々より大きいことを反映して、会計情報に対する株主と債権者の需要も、他の利害関係者のそれよりも強力である。第2に、他の利害関係者の情報需要の多くは、株主または債権者の情報需要と共通するから、株主と債権者の需要で代表させることが可能であると考えられる。たとえば従業員や取引先が企業に対して請求権を有する立場に立つとき、その情報需要は銀行等の債権者と共通のものになるであろう。さらに第3に、会計情報の公開制度を考察するに際しては、経営者や政府機関などのように、財務諸表以外の手段で別途に情報（管理会計情報や税務申告書など）を収集する権限を有する者の情報需要を、考慮の対象外として差し支えないと考えられる。これらの理由で株主と債権者を主たる利害関係者として位置づけるとき、財務会計に期待される代表的な機能は、経営者・株主・債権者の間の利害調整機能と、投資意思決定のための情報提供機能の2つに分類して考えることができる¹⁾。

以下、この二つの機能について順次説明する。

2. 利害調整機能

会計の機能としては、利害調整と情報提供の2つがあることはよく知られている。

利害調整機能とは、企業と利害関係者または利害関係者相互間の利害、すなわち利益をめぐり対立または綱引きを調整することであり、会計が古くから本来持っている機能である²⁾。

リトルトンの「会計発達史」によれば、複式簿記がもともと財産および財産権に関する事実を記録するための手段、いいかえれば利害調整をするための手段として考案され、発達してきたことが述べられている³⁾。

また、大規模な株式会社を前提に考えれば、株主と経営者の関係は典型的なエイジェンシー関係に該当すると説明されることが多い。

ある主体（プリンシパル＝依頼人）が、何らかの用役を自らに代わって遂行させるために、他の主体（エージェント＝代理人）と契約関係にあるとき、両者の間にエイジェンシー関係が成立する。一般に、プリンシパルとエージェントの利害は必ずしも一致しているわけではなく、エージェントが自らの利害に沿って選択する行動が、プリンシパルにとって適切なものであるとは限らない。従って、自らにとって望ましい行動をエージェントに実行させるために、いかなる誘因システムを設計するかということが、プリンシパルにとっての問題となる⁴⁾。

その関係を前提にすれば、利害調整機能は、受託者の委託者に対するアカウントビリティを遂行する機能であるといえる。委託者から財産を預かり、その運用を任された受託者は、細心の注意をもって財産を効率的に運用し、その義務を遂行することを証明する必要があり、その手段として会計が利用されたのである。この観点から組織にかかわる種々の利害関係者の持分を調整することに焦点を当てたものと考えられる。

企業の利害関係者としては、株主・債権者・従業員・取引先・徴税当局・地域住民・消費者などが考えられるが、これらは各種の会計処理上の判断に影響を与えるものであり、会計主体の会計的判断は彼らの利害の調整を考慮して実行されるものである。

これを具体的にいえば、株主は配当を、債権者は利子を、従業員は賃金を、取引先は取引利潤を、徴税当局は租税を、それぞれ企業から得るものであり、これらの場合、会計処理上の判断がいかに行われるかによって、その結果として算定される損益の額ならびに各利害関係者に対して与える所得の額が影響を受ける。

エージェンシー関係として考えれば、経営者は株主の利益よりも自己の個人的利益を優先させるかもしれない。たとえば役得として過大な交際費を支出したり、自己あてに企業資産を安価で売却するなどの方法で、企業資産を私物化することがある⁵⁾。

次に、株主と債権者の関係を考察すれば、両者はともに企業に対する資金提供者である点で共通性を有するが、資金提供の見返りとして取得する権利の内容には、次のような相違がある。まず株主は、株主総会での議決権行使を通じて経営上の意思決定（利益処分の決定を含む）に参加できるだけでなく、企業の業績が好調な場合には相当の配当金や社内留保額の持分を取得する一方で、企業倒産時でも自己の出資額を限度とした有限責任で足りる。他方、株主でない債権者は経営意思決定に参加できず、利子としての報酬額の上限が固定されており、かつ企業倒産時に元金が回収できない危険をも負担させられている。したがってもし株主が、企業価値を低下させて企業の存続を危うくするような多額の現金配当を決議し実行すれば、債権者の権利は著しく害されることになる。

以上の分析から明らかになるように、経営者・株主・債権者の間には利害対立が存在し、それを調整するメカニズムの1つとして会計情報への需要が生じてくるのである⁶⁾。

従って利害調整機能とは、投資者と債権者間などの利害関係者間の利益をめぐる利害を調整することを意味しているのである。

具体的にいえば、処分可能利益をどのように算定するかであり、商法上は債権者保護の見地から、配当可能利益の計算について規制が加えられ、利害調整が図られている。また、株式会社制度においては、課税所得をめぐる納税者と税務当局との利害調整も問題になるために、法人税法は課税可能な所得について規制を加え、利害調整が図られている。

一般に、利害調整機能を重視する会計を利害調整会計というが、これは利益をめぐる利害関係者間の対立を調整する会計であることを意味している⁷⁾。

次にもう一つの機能である情報提供機能について論述する。

3. 情報提供機能

上記の伝統的な機能に対して、1966年、アメリカ会計学会(American Accounting Association ;

AAA)から、基礎的会計理論に関する報告書(A Statement of Basic Accounting Theory; ASOBAT)が公表されて以来、強く主張されるようになった機能が、情報提供機能である。ASOBATには「会計を、情報の利用者が事情に精通して、判断や意思決定を行うことができるように、経済的情報を識別し、測定し、伝達するプロセスである、と定義する」と述べられている⁸⁾。そして、報告を受ける主体、すなわち、情報利用者の立場から会計を定義しているASOBATの定義が、その後特にアメリカにおいて盛んになる意思決定有用性アプローチ(decision-usefulness approach)の先駆けとなったことは、よく知られているとおりである⁹⁾。

米国財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board; FASB)は、財務報告の基本目的について、「本ステートメントにおける基本目的は、営利企業の一般目的外部財務報告の基本目的である。その基本目的は、原則として自分が欲する財務情報を企業に要求する権限をもたないために経営者が伝達する情報を利用せざるを得ない外部情報利用者のニーズから導き出される¹⁰⁾」と述べている。

また、財務報告の基本目的として、投資および与信意思決定に有用な情報を強調して、「財務報告は、現在および将来の投資者、債権者その他の情報利用者が合理的な投資、与信およびこれに類似する意思決定を行うのに有用な情報を提供しなければならない。情報は、経営および経済活動を正しく理解し、また適度の注意を払ってその情報を研究しようとするものにとって理解できるものでなければならない¹¹⁾」と述べている。

ASOBATやSFACのように、会計を一つの情報システムと見なして、その基本的な機能を「経済的意思決定に有用な情報を提供すること」と規定する会計理論を意思決定有用性アプローチと称しているが、津守常弘は、SFACで強調されている意思決定有用性アプローチについて、次のように指摘している。

「FASBのSFACの第二の特徴は、AAA『基礎的会計理論』(ASOBAT)と同様に、従来支配的であった「古典的アプローチ」から離脱して「意思決定・有用性アプローチ」を採用していることである。この特徴は、「概念フレームワーク」のその他の諸特徴を規定する基軸的な特徴であるという意味において、また、会計上の記録・計算の対象ではなく、会計情報の伝達先・情報利用者の側に、したがって情報の客観性に比して情報の主観性に重点を移し、その結果、懸案の解決の可能性を与えると同時に認識・測定上の新たな問題を惹起する可能性も潜めているという意味において、「概念フレームワーク」の内容にとって決定的に重要な特徴である¹²⁾」

FASBは財務報告の目的と会計基準設定活動の基本に、意思決定有用性アプローチを採用し、この考え方はアングロサクソン諸国の会計基準設定機関や、国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board; IASB)にも大きな影響を与えている。

また、会計の情報としての機能は、支援的であれ、誘導的であれ、情報の受け手である外部の利害関係者が現に伝達された会計情報を利用し、それに反応することを通じて生じるフィードバック効果に限られるわけではない。それとは別に、特定の経済主体に、ある会計情報の公

開を要求することそれ自身が、当の経済主体に公開される情報の利用を予見させ、自己に不利な情報の公開を回避するような行動へと彼らを促す、フィードフォワード効果を生むことも考えられる¹³⁾。

一方、現実の経済社会を考えてみれば、近年における資本市場の発達、経営者と資金提供者との関係および資金提供者自身にも大きな変化をもたらした。そしてこの変化が、財務会計に対する新しい需要を生み出す契機となったのである。図表1と図表2は、米国における会社株式の状況を表にしたものである。

〔図表 1〕 米国における会社株式の所有金額の状況 (単位: 10 億ドル)

所有形態	1945年	1955年	1965年	1975年	1980年	1985年	1995年	1998年
家計部門 ^a	109.5	248.2	616.1	590.9	1,037.9	1,298.9	4,219.7	6,817.4
ミューチュアル・ファンド ^b	1.8	9.7	36.5	39.5	47.3	117.9	1,062.9	2,576.1
私的年金基金	0.5	6.1	40.8	108.0	223.5	494.9	1,238.4	2,232.3
州・地方政府公務員退職金基金		0.2	2.5	24.3	44.3	120.1	753.5	1,592.8
米国以外	2.7	6.6	14.6	33.4	74.7	136.8	527.6	1,110.3
保険会社	2.8	9.0	21.0	41.7	78.6	131.0	449.6	950.1
その他	<u>0.8</u>	<u>1.9</u>	<u>3.5</u>	<u>8.0</u>	<u>7.6</u>	<u>19.4</u>	<u>79.7</u>	<u>158.7</u>
時価による所有総額	117.9	281.7	735.0	845.8	1,513.9	2,319.0	8,331.4	15,437.7

〔図表 2〕 米国における会社株式所有の分布状況

所有形態	1945年	1955年	1965年	1975年	1980年	1985年	1995年	1998年
家計部門 ^a	92.9%	88.1%	83.8%	69.9%	68.6%	56.0%	50.6%	44.2%
ミューチュアル・ファンド	1.5	3.4	5.0	4.7	3.1	5.1	12.8	16.7
私的年金基金	0.3	2.2	5.6	12.8	14.8	21.3	14.9	14.5
州・地方政府公務員退職金基金	0.0	0.1	0.3	2.9	2.9	5.2	9.0	10.3
米国以外	2.3	2.3	2.0	3.9	4.9	5.9	6.3	7.2
保険会社	2.4	3.2	2.9	4.9	5.2	5.6	5.4	6.2
その他 ^c	<u>0.7</u>	<u>0.7</u>	<u>0.5</u>	<u>0.9</u>	<u>0.5</u>	<u>0.8</u>	<u>1.0</u>	<u>1.0</u>
時価による所有割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

〔出所〕図表 1,2 Hawley, James P., et al., 'The Rise of Fiduciary Capitalism', pp.53-54. 原資料: Federal Reserve System, 'Flow Funds Accounts of United States: Annual Flows and Outstandings', Washington D.C.: General Printing Office, 1999. (今福愛志、「フィデューシャリー・アカウンティングの体系化の試み」、『武蔵大学論集』、第49巻第3・4号、2002年、70頁。)

図表1で、1945年と1998年を比較すると、時価による所有総額は1179億ドルから15兆4377

億ドルへと131倍に増加しており、巨額の資金が株式市場へ投資されている傾向を明示している。図表2で、株式所有の分布状況を1945年と1998年で比較してみると、家計部門は92.9%から44.2%へと大幅に低下し、ミューチュアル・ファンド、私的年金基金、公務員退職基金、保険会社などの機関投資家の株式所有割合は、4.2%から47.7%へと大きく増加している。

株式への投資額は急激に巨大化しているが、その所有形態は、投資家の直接所有から、間接所有と受益権（beneficial claims）の増大へと著しく変化している。

資本市場の発達には、まず第1に、株主が経営者との利害対立関係のもとで自己の財産を保全する新しい方法を可能にし、会計報告に対する株主の需要を変化させた。すなわち株式所有の分散に起因する個々の株主の影響力の低下のゆえに、株主が経営者を解任することが困難になった代わりに、株主は保有する株式を市場で転売することにより、自己の財産を容易に保全できるようになった。それに伴い多くの株主は、経営者の人選や経営意思決定への参加より、むしろ株式投資から得られる利益に関心をもつようになつた。そしてこの変化が会計報告に対する株主の需要を、経営者の受託責任の遂行状況を評価するための情報から、投資意思決定のための情報へとシフトさせたのである。

第2に、資本市場は、各種の上場社債（普通社債・転換社債・新株引受権付社債）やコマース・ペーパーなど、市場での転売が可能な債券を出現させ、その保有者にも株主と同様に転売を通じての財産保全を可能にすることにより、債権者の層を多様化させた。これらの負債証券の保有者の関心も、株主と同様に、現時点で余剰資金を投下して将来により多くの資金を回収するという投資活動にある。この点に関する限り、銀行等の伝統的な債権者の関心も同じである。したがって会計情報に対する株主と債権者の需要にも多くの共通点が見出せるはずであり、「両者の需要は投資意思決定のために有用な情報」への需要として一元的に把握できるであろう。このことは、会計利益の測定と伝達に利害調整機能を強く期待された時、株主と債権者の間の対立関係が強調されたことと比べて、顕著な対照をなしている。

さらに資本市場の発達は、不特定多数の人々が証券取得を通じて容易に株主や債権者になることを可能にしている。このことは既存の株主と債権者だけでなく、将来において株主や債権者になりうる潜在的な人々をも、会計情報の重要な需要者として認識すべきことを意味しているのである。

最後に、資本市場の発達は経済全体の中で投資者が果たす役割を相対的に重要なものとし、この結果、投資者の情報需要に応えることが社会的にも不可欠な要請になってきたことを指摘しなければならない¹⁴⁾。

以上、会計の機能について、主として米国の状況を念頭に述べてきたが、我が国の場合、米国のように論じることができるであろうか。まず両国の会計制度について概要を述べた後において、我が国の会計機能について考察する。

4. 米国と日本の会計制度

〔1〕米国の会計制度

(1) 連邦と州の法律関係

アメリカの連邦制度は、他の連邦制をとる諸国と比べて、非常に強力な自治権を各州に与え、合衆国憲法の下に、各州が独自の憲法をもって、50州が並列的、独立的に存在する独自の制度である。各州は、連邦に加盟する方式をとるため、合衆国憲法は、契約憲法といわれるが、連邦と州の関係は、契約により成立し、両者は権限を配分している。この制度の下での連邦政府の役割は、合衆国憲法の下で国家的統一を果たすところにある¹⁵⁾。

各政府は、独自の憲法をもつため、合衆国には少なくとも、1つの連邦憲法、および、50州の憲法の、総計51の憲法典が存在するため、51の異なる法域がある。

法律は、連邦と州の二重構造の関係にあるから、各州内には、連邦法と州法が併存することとなり、謂ゆるアメリカ法の二元性と云われる法体系が現存する。また、各州間の法の相違からアメリカ全土に共通の統一された画一的なアメリカ法、特に統一州法と云われるものは殆んど存在しない。その結果、連邦法と州法、および、州法間に、管轄権や規制領域、準拠法をめぐる複雑な問題が発生することがある¹⁶⁾。

アメリカにおける連邦主義の構造は、連邦権限が『制約されているが、至高の権力である』という原則を基礎として 合衆国憲法第1条8節に列挙された憲法上の規定を法源とすることにより 州の権限を一般的なものとし、連邦権限は、それに付随するものとも云える構造を持っている¹⁷⁾。

(2) 一般に認められた会計原則

アメリカにおいては、優良な会計実務を蒸留したものを「一般に認められた会計原則 (Generally Accepted Accounting Principles : GAAP)」と呼称し、しかもこれをめぐる議論が会計基準形成の端緒であり、その後も GAAP という用語が会計基準をあらわす言葉として広く用いられ、そのために会計基準設定主体が、過去半世紀以上も GAAP を構築するために会計基準の形成に努めてきた¹⁸⁾。そして、GAAP は、特定の法目的にのみ適合する会計原則としてではなく、一般目的の会計原則として機能しているのである。

証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission ; SEC) は「1933年証券法」第19条(a)および「1934年証券取引所法」第13条(b)第1項によって、会計原則を設定する法律上の権限を有しているが¹⁹⁾、1938年に会計連続通牒 (Accounting Series Release ; ASR) 第4号を公表し、GAAP とは「実質的に権威のある支持を得ている会計原則」である旨を明らかにする²⁰⁾とともに、会計原則の設定権限を、事実上、当時の設定主体であるアメリカ会計士協会会計手続委員会 (Committee on Accounting Procedure ; CAP) に委ねた²¹⁾。

その後において、会計基準設定主体が、FASB になっても、SEC はその方針を維持しており、このことによって、GAAP が証券法上の会計規定の内容をなすという、法による権威づけを得ているのである。アメリカの会計基準は、GAAP とみなされている、次の 3 種類の基準によって構成されている²²⁾。

会計研究公報 (Accounting Research Bulletins ; ARB) : アメリカ公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants ; AICPA) によって設立された会計手続委員会 (the Committee on Accounting Procedure ; CAP) が 1939 年から 59 年までの間に発行した 51 の公報。

会計原則審議会意見書 (Accounting Principles Board Opinions ; APB Opinions) : AICPA が設置した APB が 1959 年から 72 年の間に発行した 31 の意見書。

財務会計基準書 (Statements of Financial Accounting Standards ; FAS) : FASB が 1973 年から現在までに発行した基準書。

なお、監査基準に関するステートメント (Statements on Auditing Standards ; SAS) 第 69 号において GAAP の拠り所および階層構造 (第 1 レベルの GAAP から第 4 レベルの GAAP まで) が、明らかにされた²³⁾。

(3) GAAP と証券法会計

両者の関係は、直接的には会計プロフェッションが GAAP を設定し、SEC がそれを「有力な権威の支持」のあるものとして受け入れるのであるから、GAAP は形式としては証券法の規定する登録会社の会計のみを拘束する関係にある。しかし実際問題としてはそのように限定されたものではなく、はるかに大きな意味をもつ。

第 1 に SEC に届出書や報告書を提出する会社は、アメリカ産業界の大きな、そして重要な部分を構成する企業であるために、そこで受け入れられる会計原則が産業界において権威と影響力をもつことになる。非登録会社の会計実務と異なる場合には、その財務諸表を GAAP に準拠している、と監査人が証明することは困難である。さらにまた、1967 年改正の SEC Rule 14a-3 において、株主に送られる財務諸表と SEC に提出される財務諸表との間に、会計原則の適用上重要な違いがある場合には、その事実を前者において注記し、そのことから生ずる影響について記述することが義務づけられた。株主に報告される財務諸表は形式的には SEC の管轄下にはないが、会社法が会計手続について実質上何も規定していないことに加えて、この Rule 14a-3 が出されたことによって、株主への財務諸表にまで SEC 会計の影響が実質上及ぶことになったことを意味する²⁴⁾。

(4) GAAP と会社法会計

アメリカの会社法においては、会計に関する規定は皆無に近い。たしかに、各州の会社法は

どのような条件をみだす場合に配当が可能であるかの規定をもっている。しかし、その配当可能額を算出する計算要素である資産、負債、費用、収益、利益等の会計処理規定はない。

従って、配当可能利益の計算規定を含めて（法目的からして特別に定められる資本や剰余金等の規定があれば、その部分をのぞいて）、会社法上の会計の内容は会計プロフェッションの設定する GAAP が担ってきたのである。また会社法の側も少なくとも 1930 年代以降は、たとえ明示的でないとしても、GAAP に依存してきたと考えられる。このような実質的關係を、近年、会社法の改正にあたって明示する例が出てきている。たとえば、1977 年施行のカリフォルニア会社法であり、1983 年改正の模範会社法である。カリフォルニア会社法は第 114 条において、貸借対照表と損益計算書の作成や、さらに、資産、負債および利益等の会計諸項目の処理は「一般に認められた会計原則」に準拠すべき旨の包括的規定を設けた。

会社法は法文のなかに会計規定を詳細に定めることはなく（事実上、サイレントであり）、GAAP に委ねるか、あるいは GAAP に委ねることを明記している。つまり、会計プロフェッションが設定する GAAP とプロフェッションによる判断が会社法会計を支え、その内容をなしているのである²⁵⁾。

(5) GAAP と税法会計

アメリカの内国歳入法典（Internal Revenue Code）には、会計方法について以下のような一般規定がある。

「課税所得は、納税者が自己の帳簿において規則的に利益を計算するその会計方法にもとづいて算定されなければならない」〔Sec.446(a)〕ただし、「……納税者が用いる会計方法が利益を明瞭に反映しない場合には、課税所得の計算は財務長官（Secretary）が利益を明瞭に反映すると考える方法によって、なされなければならない」〔Sec.446(b)〕

つまり、課税所得の計算は基本的には GAAP による会計と調和させるということである。このことをいっそう明確な用語をもって表現しているのが、下記の所得税規則（Income Tax Regulation）§ 1.446-1(c)(ii)である。

「……いつ利益を計上するかを決定するにあたって、納税者によって用いられる会計方法は、それが一般に認められた会計原則に合致し、また年々納税者によって継続して用いられ、かつ、所得税規制に合致する場合に受け入れられる……」

ここでは明確に、会計プロフェッションが伝統的に設定してきた、そしてまた現在も設定している GAAP が、所得税規則上受け入れられうる関係にあることが示されている。

つまり、法が個別に規定する部分をのぞいては、税法会計は GAAP に一致するわけである。しかも、アメリカにおいては、わが国のように確定決算主義によって、税法会計上の規定が帳簿会計上の内容を実質的に支配するということはない。税務上損金と認められるためには、財務会計上も同一の処理をしなければならないという帳簿要件（損金経理要件など）は、主要な

ものとしては、後入先出法の処理にかぎられる。従って、税法会計によって拘束されることなしに、財務会計を行うことができる。たとえば、財務会計上は定額償却を用いながら、税法会計上では加速償却を用いることもできる。つまり、税法会計は GAAP 会計を拘束しないという関係が成り立っているのである²⁶⁾。

〔2〕日本の会計制度

日本の会計制度について、まず始めに企業会計制度と企業会計原則についてまとめ、次にトライアングル体制について論述する。

(1) 企業会計制度と企業会計原則

わが国の企業会計制度は、主として商法にもとづく会計制度、証券取引法（以下「証取法」という）にもとづく会計制度および法人税法にもとづく会計制度から成り立っている。

これらの法令と企業会計原則との関係を示すと解される条項を掲げると、商法については第 32 条第 2 項が、証取法については同法第 193 条にもとづく財務諸表等規則第 1 条第 1 項（および同取扱要領第 1）等が、法人税法については第 22 条第 4 項があげられよう²⁷⁾。

なお、同取扱要領は平成 11 年の規則改正により「『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱に関する留意事項」と名づけられ、そして、それは通称「財務諸表等規則ガイドライン」と呼ばれている。

企業会計原則は、行政官庁の諮問機関たる企業会計審議会（前身は経済安定本部内の企業会計制度対策調査会）による報告である。従って、法律上この種の「報告は何らの拘束力も持っていないから、企業の経理処理にあたって企業会計原則に従わなければならないという法的要請はない」ということになる。それゆえに、「企業会計原則」が、その前文において「企業会計原則は、……必ずしも法令によって強制されないでも、すべての企業がその会計を処理するに当って従わなければならない基準である」(傍点は引用者)と述べているのは、いわゆる会計基準法の国会工程が図られる等当時の環境条件のもとではともかく、今日においては、法律上適用しないことであろう（ただし、この前文は、企業会計原則の理念的規範性をうたったものであると解するならば、それは別の議論になる）。

しかし、昭和 49 年の改正商法において、「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」(第 32 条第 2 項)との包括規定（いわゆる斟酌規定）が設けられた結果、企業会計原則は、それが「公正ナル会計慣行」に該当する限りにおいて商法上の地位を与えられたと解釈することができる²⁸⁾。

証取法は、投資者保護を目的として、昭和 23 年、アメリカの「証券法」(1933 年)および「証券取引所法」(1934 年)を模範として制定されたものである。

企業会計原則の証取法上の地位を明らかにするためには、まず、企業会計原則の定めるルールが、証取法および財務諸表規則等の条文上、果たして強制力を付与されているかどうか、ま

た、付与されているとすれば、それはいかなる形においてであるかについて検討する必要がある。証取法 193 条によると、会計に関する規定が次のように定められている。

「この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない」

この規定によると、財務諸表の「内容」と「形式」については「一般に公正妥当と認められるところ」によるべきことを証取法（昭和 23 年）は規定している。これをうけて、企業会計原則が昭和 24 年に設定されたのである。企業会計原則の冒頭に「企業会計原則は、企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められてきたところを要約したもの」である旨うたわれている（「企業会計原則の設定について」二の 1）。この文言と経緯から、証取法上、企業会計原則は「一般に公正妥当と認められる会計基準」として定められたものであることが、思量できるのである。このように証取法の会計はコモン・ロー（慣習法）的思想に支えられている。すなわち、実務を規制するものは、実務のなかに生成的規範として形成され、したがって、社会的同意をえた慣行そのものであり、それを文書形式で要約したものが企業会計原則であるとする立場であって、決して固定的な制定法（立法過程を経て文書化された法）のような規約であってはならないとする行き方である²⁹⁾。

次に財務諸表の形式について検討する。

「一般に公正妥当と認められるところ」（企業会計原則）を規則化するために、昭和 25 年に「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（当時の大蔵省令）が定められた。これを通常、財務諸表等規則とよんでいる。つまり、財務諸表等規則は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法」という企業会計原則の形式面を当時の大蔵省令（平成 11 年改正によって内閣府令となった）として規則化したものである。

従って、証取法にしたがって、作成される財務諸表は、その「内容」においては企業会計原則に基づき、その「形式」においては財務諸表等規則にしたがって作成されなければならないこととなるのである³⁰⁾。

企業会計原則について、法人税法上の地位と役割については、次のようにまとめることができる。「各事業年度の所得に対する法人税」（以下、「法人税」という）の課税物件は、各事業年度の「所得」であり、（法 5）その課税標準は、各事業年度の「所得の金額」である（法 21）。

法人税の課税標準である所得（課税所得）の金額の計算については、法人税法第 22 条に 5 項からなる通則的規定（基本的規定）が設けられている。その第 1 項では、「内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする」と定められている。

法人税法第 22 条第 1 項は、「所得の概念」そのものではなく、「所得の金額の計算」を規定したものであり、法律的には課税標準を「益金の額」と「損金の額」とに分解しただけの意味

をもつに過ぎない。

同条の第4項において、益金の額に算入すべき収益の額および損金の額に算入すべき原価・費用・損失の額は、基本的には「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に従って計算するものとされているが、これは、別段の定めによる個別的规定のない分野について課税所得計算の公正妥当な財務会計基準への依存性を明定したものといえる³¹⁾。

もっとも、この公正な会計処理の基準とは具体的に何を指すかについては、法人税法上明らかではなく、むしろ「宣言的規定と解すべきである」とされているが、この公正処理基準の規定を設けた昭和42年税法改正に至るまでの経緯等からみれば、この公正処理基準の一つに該当するものとして企業会計原則が予定（または意識）されていることは否定できないところであろう。

企業会計原則は、法人税法上その法的地位を有しているとはいえないが、「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」等は、法人税法の改正等にあたって多大な貢献をしてきたのは事実である³²⁾。

(2) トライアングル体制

我が国の企業会計制度は、主として商法会計、証取法会計（企業会計原則）および税法会計の3つから成り立っており、しかもそれらは、相互に関係し、または影響し合って形成されていると考えられる。

このような3つの会計から主として成り立っている我が国の企業会計制度を「トライアングル体制」と称して説明されることが多い。この3つの領域の会計の結び付きの関係は、法律上、明文規定をもって直接定められている場合もあれば、法の解釈その他の事実上の規準にもとづいて、いわば間接的に形成されている場合もある³³⁾。

従って、商法会計、証取法会計（企業会計原則）および税法会計の3つの相互関係について考え、それを通じて、我が国の企業会計制度の現状（仕組み）について分析したいと考える。そこで、まず、次頁の図に番号を付して説明する。

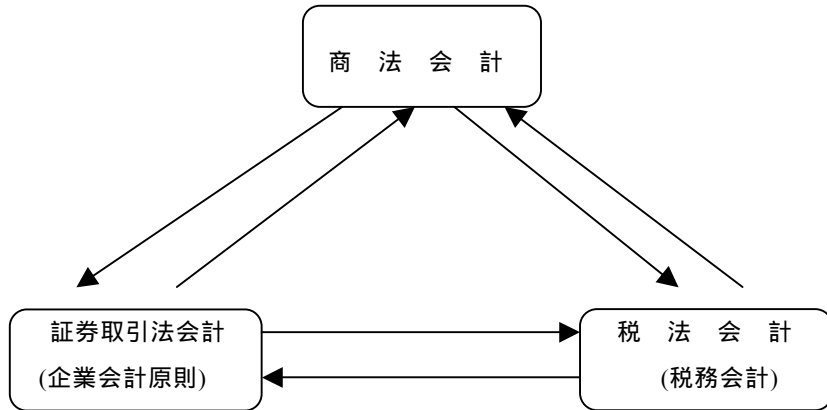
まず、図における①は、商法上の計算規定にもとづいて、証取法会計上の実体計算（会計処理）が行われることを示している線である。証取法にもとづいて作成される有価証券報告書などに含まれる財務計算書類上の貸借対照表、損益計算書などの資産、負債、資本、収益、費用などの金額は商法会計との表示上の相違による部分を除いて、すべて当該会社の商法にもとづく計算書類上の各金額と全く同一である³⁴⁾。

従って、②の線は、証取法における会計処理規程およびこれに関する委任命令の不存在（解釈論）によって、証取法会計における実体計算が商法計算規定に従って行われていることを示しているものである。

そして、商法会計と証取法会計（企業会計原則）との関係を示す③の線は、商法会計が逆に証取法会計（企業会計原則）によって補完されていることを示しているものである³⁵⁾。

〔図表 3〕

商法会計・証券取引法会計・税法会計の関係



出典：新井清光、『日本の企業会計制度』、中央経済社、1999年、60頁。

次に、税法会計と商法会計および証券取引法会計（企業会計原則）との関係について考えてみると、まず一般論として、武田昌輔は、「法人税の課税標準たる所得金額は、企業の利益を基礎として算定される。そして、……課税所得が利益を基礎とするかぎりにおいては、企業会計に依存せざるをえないのである」³⁶⁾と説明しており、また、金子宏は、「我が国の法人税は、企業所得の計算についてはまず基底に企業会計があり、その上にそれを基礎として商法の会計規定があり、さらにその上に租税会計がある、という意味での『会計の三重構造』を前提としていると解してよいであろう」³⁷⁾と述べている。

前掲の図における と の線は、このような「企業会計準拠主義」³⁸⁾ともいうべき関係を示しているものであるが、とくにその具体的関係は、確定決算基準（主義）と公正処理基準にみられるのである³⁹⁾。

確定決算基準の根拠は、法人税法の次の規定であるといえよう。

すなわち、法人税法は、「内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき……申告書を提出しなければならない」（第74条1項）と定め、また、一定の費用などについては、法人が「その確定した決算において費用又は損失として経理すること」（第2条25号）を条件として、当該事業年度の所得計算上、損金の額に算入することなどを定めている。さらにこの「確定した決算」の意味については、株主総会の承認または総社員の同意を得た計算書類を基礎とすることと解釈されている。

この確定決算基準は、具体的には減価償却費等の計算（法人税法第31条および32条）、資産の評価損（同33条）などに関する規定にみられる。公正処理基準について、法人税法は、「第2項（法人税法第22条2項）に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする」（第22条4項）

と定めているが、この条文がその根拠になるといえる。

前掲の図、 の線は、公正処理基準の適用に関する税法会計と商法会計との関係のほか、この確定決算基準による両者の直接的な関係を示しているのである⁴⁰⁾。

この公正処理基準について金子宏は次のように述べている⁴¹⁾。

「一般に公正妥当と認められる会計処理基準」というのは、アメリカの企業会計における、『一般に承認された会計原則』に相当する観念であって、一般社会通念に照らして公正で妥当であると評価されうる会計処理の基準を意味する。客観的な規範性をもつ公正妥当な会計処理の基準といいかえてもよい。その中心をなすのは、企業会計原則や商法および証取法の計算規定であるが、それに止まらず、確立した会計慣行を広く含むと解すべきであろう。」

このようにして税法会計は、商法会計および証取法会計（企業会計原則）と企業会計制度上結びついていると考えられる。わが国の企業会計制度に関する前掲の図における と の線は、このような両者の関係（税法会計が商法会計と証取法会計（企業会計原則）に依存している関係）を示したものである⁴²⁾。

最後に、二本の の線について検討する。税法会計は、主として確定決算基準および公正処理基準の適用と関連して、商法会計と証取会計（企業会計原則）との間に、企業会計準拠主義による制度的関係をもっていると考えられるが、逆に税法会計は商法会計および証取法会計（企業会計原則） 以下、両者を合わせて企業会計という に対して制度的影響を与えていることを表わしているのが の線の意味である。

この影響については、中里実が指摘しているように、税法会計の企業会計に対する補完的影響と修正的影響の二つが考えられる⁴³⁾。すなわち、前者は「具体的な会計方法について企業会計上明確な基準が存在しない場合に、租税法の定めが企業会計の基準として用いられる現象のこと」であり、後者は「租税法が、ある会計処理が企業会計上も採用されていることを条件として当該会計処理を租税会計上認めることを規定している結果、企業会計の方法が修正を被る現象のこと」である⁴⁴⁾。ただし、1998年に導入された税効果会計によって、この制度的影響は、ある程度緩和されてきている。

以上が、税法会計と商法会計および証取法会計（企業会計原則）との関係についての の線の意味である。

1997年6月以後に、企業会計審議会から公表された各種の意見書に見られる如く、会計ビッグバンとも称される急速な会計改革により、わが国の会計基準は質的にも量的にも大きく変貌を遂げることになった。

これらの意見書のうち、会計基準のほとんどが国際会計基準（IAS、及びIASBのIFRS）をはじめとする国際基準との調和を強く意識している。

1997年6月以後の各種の意見書に見られる「国際的な調和化を図る」という趣旨の文言は、実質的には国際的な概念フレームワークに準拠した会計基準を策定することを意味するという

考え方がある。そのように見れば、原価・実現主義を基礎としたわが国の会計基準が、時価・発生主義をも取り込んだ国際的な会計基準へと改定されることは、概念フレームワークの面においても変革がみられるということもできるであろう⁴⁵⁾。

しかし、わが国の会計制度において、トライアングル体制がまだ存在している現状では、今回の会計基準の改革によって、わが国の「会計制度の本質」が変化して、米国と同様になったとはいえないと考える。

〔3〕日米の会計制度の相違

アメリカにおいては、GAAPは一般目的の会計原則として機能している。証券法も会社法も、そして相対的には税法も、それぞれの法律において会計方法を詳細にまたは画一的に規定するあり方はとっていない。もちろん、それぞれの法目的を達成するための固有の規定はもっている。その特別の規定をのぞけば、明示的に、あるいは暗黙のうちにGAAPを基礎とし、その専門性の権威に依拠するあり方になっている。

トライアングル体制と称されるわが国のあり方では、会計は法の規定のなかに吸収され、一般目的の会計は現実には機能しえなくなっている（制度形式としては「企業会計原則」は法の形態をとっていないが⁴⁶⁾）。

たとえば配当可能利益について考えれば、日本の商法は、計算規定によって配当可能利益を規制しているのに対して、米国の会社法は配当可能利益の計算規定を含めてGAAPに依存しており、会社法に規制されていない。また、米国の税法会計は、基本的にGAAP会計と調和させることを認めているが、わが国のような確定決算主義は採用していないために、税法会計の処理が財務会計と相違した会計処理で申告しても、GAAPで認められた会計処理法であれば税法上認められている。従って、税法会計に拘束されることなく財務会計の処理が可能である。

それに対して、わが国の企業会計制度は、前述の如く、主として、商法会計、証取法会計（企業会計原則）および税法会計の3つから成り立っており、しかもそれらは相互に関連し、また影響し合って形成されている会計制度である。そのトライアングル体制の下、確定決算主義により、税法会計上の規定が財務会計の内容をかなり支配している状況が存在しており、税法会計に拘束されることなく、財務会計の処理が可能である例は米国の場合と比較して少ない。

上記の如く、両国の会計制度には、かなり大きな相違が存在しており、そのことを考慮して、日本における会計の機能を考察することが必要である。

5. 日本における会計の機能

企業を取り巻く経済基盤は、製造プロダクトを主軸とする「プロダクト型市場経済」から、金融サービス業を主軸とする「ファイナンス型市場経済」へと移行し、それに伴い、プロダク

ト型市場経済を前提とした従来の会計理論や会計基準は、大きな転換期をむかえ、その見直しを迫られつつある⁴⁷⁾。1970年代以降の金利・為替の自由化、企業活動のグローバル化等を契機として、為替リスク・エクスポージャーはますます増大し、リスク・ヘッジのための新型金融商品の導入が促進され、世界の主要な資本市場において金融イノベーションがもたらされた。このような金融経済の発展を背景として、そこで想定されるファイナンス型会計理論（以下、F理論と略す）と、1970年代前に主流であったプロダクト型会計理論（以下、P理論と略す）を対比すれば、その特徴は次のように要約できるであろう。

まず、前提となる取引市場の特性について、

- (イ) P理論では、安定性が高く流動性が相対的に低い市場を想定しているのに対し、
- (ロ) F理論では、変動性（ボラティリティ）と流動性の高い市場を想定する。

従って、P理論では、「販売＝実現」が収益認識にとって基準となるのに対し、F理論では、収益の認識にあたって実現概念に捉われない。

このような取引市場のもとで、二つの会計理論はそれぞれ固有の会計目的なり要請に基づいて成立する。

- (イ) P理論では、物財ないしリアル資産を主たる対象とし、責任の遂行・利害調整と操業活動の業績評価を目的とするのに対し、
- (ロ) F理論では、金融財ないしバーチャル資産を主たる対象とし、リスク管理と財務活動の業績評価に焦点を置く。

このような会計目的を達成するためには、次のような利益計算が必要とされる。

- (イ) P理論では、分配可能利益ないし、業績利益が算定されるのに対し、
- (ロ) F理論では、将来キャッシュ・フローの現在価値の期間比較という経済的利益が計算される。

P理論では、過去期間の収益・費用対応による過去指向的計算という特徴を有するのに対し、F理論では、将来期間の収益力維持に枠づけられた将来指向的計算という特徴をもつ。

その場合、利益決定アプローチとして、

- (イ) P理論では、収益費用アプローチに焦点を置くのに対し、
- (ロ) F理論では、資産負債アプローチを重視する。

P理論では、収益と費用というフローの「対応」概念に重きを置くのに対し、F理論では、将来キャッシュ・フローを前取りした価値評価というストックの側面が重要になる⁴⁸⁾。

上記の他にP理論とF理論は、資本観や資産評価の基準等についても考え方が異なる。

米国における現在のGAAPは、F理論の考え方が中心であろうし、それに対して、日本の会計原則はP理論の考え方が濃厚といえるであろう。

経済構造等の特徴に関連して、両国の会計基準の基本的考え方に、そのような本質的な相違があり、そのことも両国の会計機能の特徴に影響を与えているのである。

また、前述の如く、会計機能としての利害調整機能の典型は処分可能利益算定機能であり、情報提供機能の典型は投資意思決定情報の提供機能である。

処分可能利益の算定を目的とする会計基準の設定においては、会計の中心理念である利益測定とりわけ配当可能利益および課税可能所得の厳密な測定に主眼がおかれるために、法形式が重視される。また、この目的を重視すれば、信頼性、検証可能性、客観性、确实性、保守主義性などの情報特性を有する取得原価評価が採用され、これをベースにした会計基準が設定される。これに対して、投資意思決定情報の提供を目的とする会計基準の設定においては、投資者に対する情報の提供に主眼がおかれるために、財政状態および経営成績の報告が中心となり、法形式よりも実質優先主義に基づいて経済的実体の開示が重視される。また、この目的を重視すれば、目的適合性、有用性、適時性、表現の忠実性などの情報特性を有する時価または公正価値評価が提唱され、これをベースにした会計基準が設定される。

わが国の場合には、従来、「企業会計原則」をはじめとする会計基準においては、処分可能利益の算定が重視され、このフレームワーク内において投資意思決定情報の拡充が図られてきたと考えられる。「先物・オプション取引等の会計基準」などがこの例である⁴⁹⁾。

ただし、一方において最近では、会計基準について、IASによる調和化やIASBによる統一化の問題、デリバティブの公正価値評価などの議論に典型的にみられるように、我が国の会計の機能として、投資意思決定のための情報提供機能が次第に重視される傾向にあるといえよう。

しかし、前述の如く、トライアングル体制においては、配当可能利益は、証取法会計（企業会計原則）による会計処理や確定決算主義による税法会計の影響を受けた会計処理による利益であるだけでなく、商法の計算規定による規制によって、配当可能利益は計算されなければならない。ここ数年、我が国の会計基準に関する調和化が促進されてきているものの、依然として、両国の会計制度にはかなり大きな相違が存在している状況を考えれば、会計の機能について米国と同じように考えることは、適切とはいえないであろう。すなわち、日本の会計制度においては、利害調整の会計は依然として制度化されており、利害調整機能は、伝統的機能として過去の会計機能とみなされるべきではないし、現在の会計制度において、決して片隅に追いやられているわけではないのである。

<注>

- 1) 桜井久勝、『会計利益情報の有用性』、千倉書房、1991年、1～3頁。
- 2) 広瀬義州、「「企業会計原則」の見直しに伴う課題」、『商事法務』、No1446、1997年、2頁。
- 3) A. C. Littleton, *The Accounting Evolution to 1900*, the American Institute Publishing Co., Inc., 1933, pp.12-14 (片野一郎訳「リトルトン会計発達史 増補版」、同文館、1979年、22～25頁参照)。
- 4) 岡本治雄、『現代会計の基礎研究』、中央経済社、2002年、229～230頁。
- 5) 桜井久勝、『財務会計講義 第4版』、中央経済社、2002年、7頁。
- 6) 前掲書、8～9頁。
- 7) 広瀬義州、「日本の企業会計のゆくえ」、『會計』、第161巻、第2号、2002年、40頁。

我が国の会計機能の特徴（岩浪）

- 8) AAA, Committee to Prepare a Statement of Basic Accounting Theory, *A Statement of Basic Accounting Theory*, AAA, 1966年、p.1. (飯野利夫訳、『アメリカ会計学会・基礎的会計理論』、国元書房、1975年、2頁参照)。
- 9) 斉藤静樹編、『会計基準の基礎概念』、中央経済社、2003年、43～44頁。
- 10) FASB, Statements of Financial Accounting Concepts (SFAC) No.1 : *Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, par28, FASB, November 1978, (平松一夫・広瀬義州訳、『FASB 財務会計の諸概念 増補版』中央経済社、2002年、23頁参照)。
- 11) Ibid., par34 (同上訳書、26頁参照)。
- 12) 津守常弘、『会計基準形成の論理』、森山書店、2002年、277～278頁。
- 13) 醍醐聰、『会計学講義 第2版』、東京大学出版会、2001年、8頁。
- 14) 桜井久勝、前掲書、『会計利益情報の有用性』、5～7頁。
- 15) 北脇敏一・山岡永知、『アメリカ法入門』、敬文堂、1998年、33頁。
- 16) 前掲書、36～37頁。
- 17) 前掲書、53～54頁。
- 18) 広瀬義州、『会計基準論』、中央経済社、1995年、89～100頁。
- 19) この根拠条文の翻訳については、新井清光・広瀬義州「国際財務会計基準」中央経済社、1988年、160～161頁を参照されたい。
- 20) SEC, *Accounting Series Release (ASR) No.4 : Administrative Policy with Respect to Financial Statements*, SEC, April 25, 1938.
- 21) M.S. Armstrong, "Some Thoughts on Substantial Authoritative Support," *Journal of Accountancy*, April 1969, pp44-50.
- 22) 伊藤邦雄、『ゼミナール現代会計入門』、日本経済新聞社、2003年、84頁。
- 23) 広瀬義州、前掲書、1995年、100頁。
- 24) 加藤盛弘、『一般に認められた会計原則』、森山書店、1994年、49～51頁。
- 25) 前掲書、51～53頁。
- 26) 前掲書、53～55頁。
- 27) 新井清光編著、『企業会計原則の形成と展開』、中央経済社、1989年、16～17頁。
- 28) 前掲書、18頁。
- 29) 武田隆二、『最新 財務諸表論 第8版』、中央経済社、2002年、22～23頁。
- 30) 前掲書、23頁。
- 31) 富岡幸雄、『税務会計学講義』、中央経済社、2003年、22～23頁。
- 32) 新井清光、前掲書、24～25頁。
- 33) 新井清光・白鳥庄之助、「日本における会計の法的及び概念的フレームワーク」、『JICPA ジャーナル』、No.435.oct.1991年、29頁。
- 34) 新井清光、『日本の企業会計制度』、中央経済社、1999年、59頁。
- 35) 前掲書、63頁。
- 36) 武田昌輔、『企業会計と税法』、森山商店、1983年、1頁。
- 37) 金子宏、『租税法』、弘文堂、1996年、255頁。
- 38) 前掲書、254頁。
- 39) 新井清光、前掲書、66頁。
- 40) 前掲書、67頁。
- 41) 金子宏、前掲書、255頁。
- 42) 新井清光、前掲書、68～69頁。
- 43) 中里実、「企業課税における課税所得算定の法的構造(五・完)」、『法学協会雑誌』、第100巻第9号、1610～1611頁。
- 44) 新井清光、前掲書、70頁。
- 45) 平松一夫、「概念フレームワークと会計基準」、『企業会計』、第54巻、第1号、2002年、26～27頁。
- 46) 加藤盛弘、前掲書、59頁。
- 47) 武田隆二、「会計学認識の基点」、『企業会計』、第53巻、第1号、2001年、4～10頁。
- 48) 古賀智敏、「金融商品とファイナンス型会計」、『會計』、第161巻、第2号、2002年、223～224頁。
- 49) 広瀬義州、「企業会計原則の見直しに伴う課題」、『商事法務』、No.1446、1997年、3頁。

主指導教員（木下勝一教授）、副指導教員（柳喜重郎教授・佐藤正教授）